

平成28年熊本地震災害義援金について

平成28年5月11日

1 義援金送金先について

(1) 佐賀銀行口座（佐賀県支部開設）

ア 口座番号：佐賀銀行呉服町支店（普）5033056

イ 口座名義：日本赤十字社佐賀県支部 支部長 指山 弘養

(2) ゆうちょ銀行（日赤本社開設）

ア 口座記号番号：00130-4-265072

イ 口座加入者名：日赤平成28年熊本地震災害義援金

(3) メガバンク口座（日赤本社開設）

ア 三井住友銀行 すずらん支店 普通預金 2787530

イ 三菱東京UFJ銀行 やまびこ支店 普通預金 2105525

ウ みずほ銀行 クヌギ支店 普通預金 0620308

2 義援金受付額について

(1) 日本赤十字社受付（全国）

73億9,492万5,076円（4月28日現在）

⇒ 内、30億9,382万6,208円を第1回送金分として4月28日付で熊本県義援金配分委員会へ送金済み。

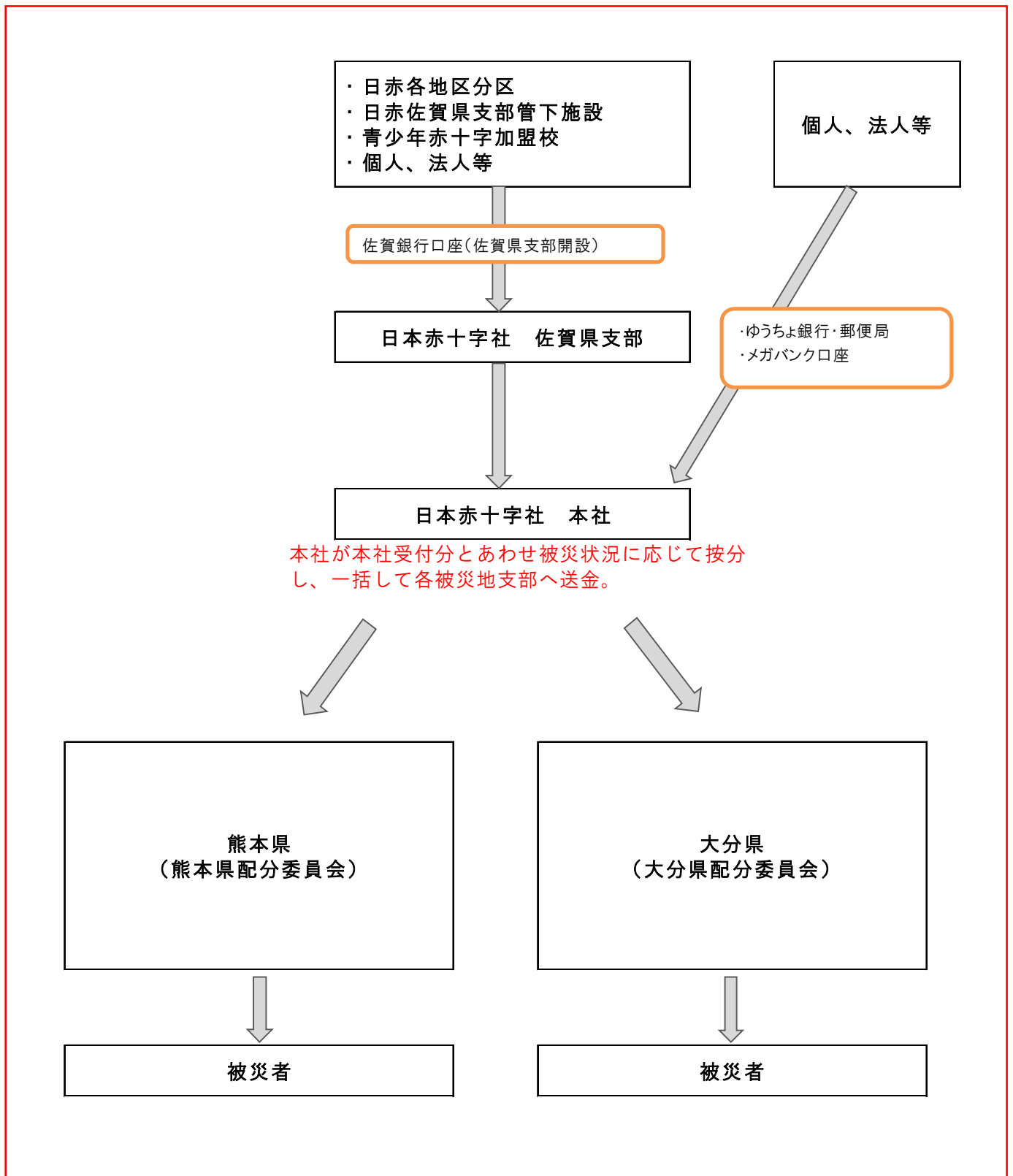
(2) 日本赤十字社佐賀県支部受付

6,182万9,731円（5月9日現在）

⇒ 内、2,248万3,062円を4月受付分として日赤本社へ送金済み。

※ 日本赤十字社にお寄せいただいた義援金は、**手数料などをいただくことなく、全額**を被災県に設置された「義援金配分委員会」を通じて、被災された方々へお届けします。

3 義援金の流れについて



4 義援金の第1次配分について（熊本県）

（1）人的被害（1人当たりの配分額）

・死亡者：20万円 ・行方不明者：20万円 ・重症者：2万円

（2）住家被害（1世帯当たりの配分額）

・全壊：20万円 ・半壊：10万円

※ 詳しくは、熊本県ホームページをご参照ください。

http://www.pref.kumamoto.jp/kiji_15638.html

5 義援金の受領証について（お知らせ）

確定申告のために必要な義援金受領証の代わりに、「ゆうちょ銀行の振込用紙の半券」や「金融機関の振込時の利用明細票」を「免税証名書」としてご利用いただくことができます。ただし、代用できる利用明細書は、① 寄付者、② 寄付した日、③ 寄付金額、④ 寄付先の口座番号（義援金専用）が明らかになっているものに限りです。

※ 詳しくは、日本赤十字社ホームページをご参照ください。

http://www.jrc.or.jp/information/160510_004276.html

【担 当】

日本赤十字社佐賀県支部 総務課 轟木・西村

TEL : 0952-25-3108

FAX : 0952-25-4184